

会 議 録

会 議 の 名 称	令和4年度第2回枚方市社会福祉審議会 児童福祉専門分科会 児童福祉施設認可審査部会
開 催 日 時	令和5年1月25日（水） 午後2時00分～午後3時45分
開 催 場 所	市役所 第3分館 3階 第4会議室
出 席 者	会 長：大西 雅裕 副会長：富岡 量秀 委 員：宮原 保子、奥田 かずえ
欠 席 者	委 員：仲 光男
案 件 名	（1）小規模保育事業実施施設の管理者変更について（審議） ・みんなの里 ぽこぽこほいくえん （2）民営化に伴う保育所の認可（令和5年4月）について （審議） ・（仮称）阪保育園 （3）その他（報告） ・今後の認可予定について
提出された資料等の 名 称	資料1 みんなの里 ぽこぽこほいくえん 児童福祉施設認可審査表及び添付資料 資料2 （仮称）阪保育園 児童福祉施設認可審査表及び添付資料 資料3 今後の認可予定について 参考資料1 関係法令等抜粋 参考資料2 市内施設位置図
決 定 事 項	小規模保育事業実施施設1件、民営化に伴う保育所の認可1件について、それぞれ意見を聴取した。
会議の公開、非公開の別 及び非公開の理由	非公開 「法人その他の団体に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公にすることにより、当該法人又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害すると認められるもの」が含まれるため。
会議録の公表、非公表の別 及び非公表の理由	公表
傍 聴 者 の 数	
所 管 部 署 (事 務 局)	枚方市 子ども未来部 子育て支援室 私立保育幼稚園課

審 議 内 容

【会長】

ただいまより、令和4年度第2回枚方市社会福祉審議会児童福祉専門分科会児童福祉施設認可審査部会を開催いたします。

それでは、冒頭、事務局からお願いしたいと思います。

【事務局】

皆さん、こんにちは。本日は、お足元の悪い中、また公共交通機関も乱れる中、審査部会にお越しいただきましてありがとうございます。枚方市子ども未来部子育て支援室私立保育幼稚園課長の多田でございます。よろしくお願いたします。

まず、本日の委員の出席状況です。委員5人のうち4名に出席をいただいております、枚方市社会福祉審議会条例第7条第3項の規定に基づき、本審査部会が成立していることをご報告させていただきます。

本日は令和4年度第2回の審査部会となりますが、この間、社会福祉事業従事者2名の委員が新たに選任され、出席いただいております。先日の児童福祉専門分科会でもご紹介がございましたので、本日は恐れ入りますがご紹介は省略をさせていただきます。なお、新たに委員となられました2名の委員には、事前にお時間をいただきまして、簡単ではございますが本認可審査部会の概要及び第1回の会議内容についてご説明をさせていただきます。改めまして、本日はよろしくお願いたします。なお、事務局の紹介は配席図を置かせていただいておりますので、そちらの資料で紹介に代えさせていただきます。ご了承ください。

会長、お願いします。

【会長】

ありがとうございます。

本日の審査部会は、15時45分に終了を予定しておりますが、大阪モデルの非常事態が出ている最中でもありますので、可能な限りスムーズな議事進行に務めていきたいと思っております。ご協力のほどよろしくお願いたします。

それでは、事務局から案件の概要説明と資料の確認をお願いいたします。

【事務局】

それでは、本日の案件の概要についてご説明いたします。

案件1は、小規模保育事業実施施設の管理者変更についてでございます。

こちらは、平成29年度から運営しております小規模保育事業実施施設A型、みんなの里ぼこぼこほいくえんの管理者を個人事業主からNPO法人へ変更することについて、管理者から提出された申請書類を基に審議をお願いするものでございます。

案件2は、令和5年4月の民営化に伴う保育所の認可についてでございます。

こちらは、第1回認可審査部会で事前に概要をお伝えいたしました、(仮称)阪保育園の民営化に伴う認可につきまして、運営法人から提出された申請書類を基に審議をお願いするものでございます。

案件3は、その他といたしまして、今後の認可予定についてご報告をさせていただくものでございます。

続きまして、資料の確認をさせていただきます。

(配布資料の確認)

【会長】

続いて、会議の運営事項と会議の進め方について、事務局より説明をお願いします。

【事務局】

(参考資料1に基づき、会議の運営事項及び進め方について説明)

【会長】

はい、ありがとうございます。

ただいま事務局から会議の運営事項及び会議の進め方についての説明がございました。

本審査部会は、本日の案件について、枚方市情報公開条例に基づく非公開事項を取り扱うことになるということです。そのため、非公開事項に関連する部分もあるかと思いますが、各委員の皆様には忌憚のないところでのご意見を賜りたいというようにお願いいたします。

なお、会議録につきましては、各委員からの発言については、非公開部分については削除するなどして公開することが妥当であると考えますが、皆様、よろしいでしょうか。

(異議なし)

【会長】

はい。ありがとうございます。それでは、そのように取り扱いをさせていただきます。

続いて、本日の議事録をホームページ等に公開する際には、発言者の個人名の記載については、原則記載することとなっておりますが、より活発な意見交換を行うために、発言者名については「会長」「委員」と記載することが適当だと考えますが、皆様、いかがでしょうか。

(異議なし)

【会長】

はい。それでは、そのようにさせていただきたいと思います。

事務局からの説明にもありましたとおり、本日の案件にございます各施設の認可については、児童福祉法等の規定に基づき市の責任において決定されます。

しかしながら、委員の皆様におかれましては、それぞれの専門的な見地からご意見、ご質問をいただき、新たに設置される施設がより良いものになりますようご協力をお願いしたいと思います。

また、会議に先立ちまして専門の委員に、各申請者の経理関係について事前に確認していただいております。

本日は欠席のため、事務局から各施設説明の際に、事前確認時に頂戴したご意見も含めて説明していただきたいというように思います。

それでは、早速ですが次第に従いまして、案件1、小規模保育事業実施施設の管理者変更について、事務局から説明をお願いします。

【事務局】

それでは、案件1、小規模保育事業実施施設の管理者変更、みんなの里ぼこぼこほいくえんについてご説明をさせていただきます。

本施設につきましては、現在、既に0、1、2歳児の定員19人の小規模保育事業A型として運営をされております。

現在は、個人が管理者の施設ですが、令和4年11月末に現管理者である梅原知子氏が代表を務める特定非営利活動法人ちいさいほいくえんみんなの里から、管理者を、個人から当該法人へ変更したい旨の依頼がありました。

その理由としまして、現在は個人が運営しているため、万が一、管理者が死去するなど予期せぬ事態が起こった際に、在園児、職員の立場が突然危うくなることが想定されるため、より安定的な運営を行う観点から、当該園を個人の管理者から当該人が代表を務めます特定非営利活動法人ちいさいほいくえんみんなの里へ変更したいとの希望があったものです。

また、同時に当該園につきましては、5階建てのマンションの1階を借りて運営しておりますが、建物の耐震性に問題がございまして、これまでも本市から当該建物の耐震化に向け、梅原氏から建物の所有者に対し働きかけていただくようお願いをしておりました。ただし、建物全体について耐震化工事を行うことになるため、資金面での状況もあり、現時点で耐震化されていないのが実情です。

当該法人からは、本施設を法人化することで移転に向け資金を積み立て、今後、1年以内をめどに近隣で適切な物件があり次第、移転することを計画されており、耐震性が確保された施設で安心してお子様をお預かりしたい旨の話がありました。

本市としましても、今回を契機に、より安定的な保育を提供し、安全面を確保していければと、今回管理者変更に伴う認可についてご審議いただくものです。

管理者変更となりますので、現管理者である梅原知子氏からは、地域型保育事業の廃止申請が提出され、特定非営利活動法人ちいさいほいくえんみんなの里からは地域型保育事業の認可申請書が提出されております。

それでは、お手元にごございます青色のチューブファイルを開けていただけますでしょうか。

ちいさいほいくえんみんなの里ぽこぽこほいくえんの児童福祉施設認可審査表がございします。その審査表に沿って説明をさせていただきます。

本件は、一つ目の案件説明になりますので、この審査表の項目及び書類について簡単に説明をさせていただきます。

審査表につきましては、各申請者から提出された申請書類を事務局において市で定めている基準条例や児童福祉法などの関係法令に照らして確認しております。確認をした内容につきましては、各施設の種別ごとに若干内容は異なりますが、職員配置や施設、設備基準、土地、建物の所有関係、保育時間や全体計画などの法令に関する事業などについて整理したものとなっております。

まず、この審査表の各項目の内容について、事務局で確認した点を説明させていただきます。

なお、審査表の一番右の添付書類の欄に、確認の際の根拠となる添付書類の番号を記載しております。この番号は各書類のインデックスの番号と一致しておりますので、実際に資料をご確認いただき、ご意見等をいただけたらと思っております。審査表をめくっていただきまして、目次と書いてある添付書類一覧につきましては、それ以降についております添付書類の目次としてご参照いただけたらと思っております。

それでは、早速ですが、審査表に戻っていただきまして順次説明をさせていただきます。

今回は管理者の変更のみであり、施設名は一切変更ございません。

審査表の一番上、基本事項としまして、施設は小規模保育事業A型で、設置主体は特定非営

利活動法人ちいさいほいくえんみんなの里となっております。

定員については、乳児3名、1歳児8名、2歳児8名、計19名となっております、現在の定員から変更はございません。配置基準には歳児ごとに条例で求める必要保育士をお示ししております。配置基準については、0歳児では子ども3人に対して保育士1人、1・2歳児では子ども6人に対して保育士1人としており、各歳児の小数点第一位までを算出して合計しますと3.6人、四捨五入し、そこに小規模保育事業A型は1人を加えた数が配置基準上必要な職員数となっておりますので、必要な保育士は5人となっております。

続きまして、確認事項としまして、1. 定員、6人以上19人以下としているかにつきましては、定員が19人ですので基準を満たしており、○としております。

2. 職員の保育士につきましては、配置基準上必要な職員数は先ほどもご説明しましたとおり、5人となっております、当施設は小規模保育事業A型ですので、5人全て保育士資格が必要となります。

インデックス3の職員体制計画書をご覧ください。

1. 職員体制につきましては、2名の職員が現時点で保育士の資格をお持ちでないため、先ほど見ていただきました審査表では△にしておりますが、1名は保育士養成学校を令和5年3月末に卒業予定で、もう1名は保育士試験を合格されていることを確認しておりますので、いずれの方も令和5年3月末までに保育士資格を取得されます。

次に、2. 職員配置基準をご覧ください。

基準上必要な職員数5人に対しまして、常勤職員数は6人。その横の基準の対象となる非常勤職員につきましては、各非常勤については常勤換算した結果、2.35人となり、常勤職員との合計は配置職員数8.35人になるため、基準上必要な5人を上回っております。

そして、インデックス4及びインデックス9で、職員配置のローテーション及び各職員の保育士証を確認し、保育士について配置基準を満たしていることを確認しております。

再度、審査表にお戻りいただきまして、次に、嘱託医のところですが、インデックス10で内科医、歯科医ともに配置がされていることを確認し、○としております。その下、調理員につきましては、インデックス3、4で配置されていることを確認し、○としております。

審査表の3. 設備の基準につきましても、必要面積及び必須の設備について基準どおり設置をしており、基準を満たしていることを添付書類で確認しております。

それでは、施設面に関するご説明をさせていただきます。インデックス11をご覧ください。

施設全体の付近見取図となっております、下の2番目の周辺図をご覧ください。

立地は京阪本線樟葉駅から徒歩3分の場所にあり、保育需要が非常に高いエリアで、建物は鉄筋コンクリート造5階建てのマンションで、1階が商業施設用、2階以上が一般住居用となっております。本施設は1階の商業用スペースの一角に入居しております。

それでは、インデックス12の平面図をご覧ください。

平面図を見ていただいた際に、当該施設をイメージしていただくため、施設内、施設外の写真をお示ししております。こちらの資料と平面図とを見比べながらご確認いただけたらと思います。平面図の番号と当該写真の番号は一致しております。

写真資料の1枚目、施設写真の左横の写真は、施設の道路を挟んで斜め前に確保している駐車場の写真となり、車で来られる方がほぼおられませんので、駐輪場として確保しております。

また、施設のバギー等は、日中は正面入口側に屋根がありますので、入口前に並べ、施設を閉める際には、手前玄関ホールに入れております。

それでは、平面図をご覧ください。左下に玄関ホール、玄関ホールの横に靴箱がございます。また、玄関ホールの左手には手洗い場があり、お散歩から帰ってきた際に、この手洗い場も使用しております。

保育につきましては、53.44 m²の1室で保育を提供しており、平面図右下に収納棚で区切ってスペースを確保し、乳児の安全面を配慮しながらも職員の動線も確保するため一部にゲートを設置し、0歳児の保育を行っております。なお、収納棚は低く、保育士からは保育室全体が見渡せるようになっております。

それでは、先ほどの写真資料を1枚めくっていただけますでしょうか。

施設内の写真1をご覧ください。ゲートの前から乳児保育のスペースを撮ったものとなっております。ベビーベッド奥には資材等を収納するスペースを確保しております。

また、写真2につきましては、玄関ホールから調理室に向かって撮ったものとなっております、手前のコの字型の移動型仕切りなどを活用しながら、1歳児及び2歳児について各歳児に合った保育を行っております。

写真3につきましては、調理室前から玄関ホールに向かって撮ったものとなっております。平面図上で左上には子ども用トイレを配置しております。

写真4をご覧ください。ゲートとカーテンをして外から中が見えないよう配慮しております。

写真5については、トイレ内の便器に手作りの囲いを設置しております。子ども用トイレは1か所のみとなっておりますが、大人用トイレに補助便座を設置して、適宜子ども用トイレとして使用し、対応しております。

平面図の子ども用トイレの右隣にはシャワー室が配置されており、写真6、7をご覧ください。写真6はアコーディオンドアでトイレとシャワー室を区切っており、写真7はシャワー室内となっております。そして、平面図でシャワー室の隣には事務室、続けて調理室を配置しております。調理室への食材搬入につきましては、事務室の出入り口を活用しております。体調不良のお子様がおられた際には、事務室の一角で安静に過ごせる場所を確保しております。

また、保育室内では2か所に事故防止カメラを設置しております。1か所は玄関ホールに入って左上、もう1か所は調理室入口付近に設置し、万が一、事故が起こった際の対応、検証用として活用しております。避難口として事務室から外へ出られるようになっております。

それでは、写真資料を1枚めくっていただけますでしょうか。

写真9として、事務室の避難口から外に向かって撮っております。避難口は段差もほぼないため、子どももスムーズに出られるようになっております。避難口を出たところに2つの倉庫を設置しており、そこにも収納スペースを確保しております。

避難経路としましては、避難口から出て北に向かって進みますと、当該マンションのらせん階段がございます。そこを左に曲がりますとマンションの駐輪場へつながっており、園児や保育士等の安全面を確保しながら移動できるスペースが確保されております。

では、審査表にお戻りいただけますでしょうか。

3. 設備の基準の面積基準でございますが、審査表の面積基準の欄ですが、0歳児、1歳児の場合は子ども1人当たり3.3 m²。2歳児以上につきましては子ども1人当たり1.98 m²の面

積が必要となり、ここに子どもの人数を乗じて面積基準を満たしていることを確認しております。

設備の有無ですが、必須の調理設備、便所、そして事務室について配置を確認しておりますので○にしております。なお、沐浴室はシャワー室で、調乳室は調理室で対応しております。今後、移転した際には、いずれも設置していただくよう法人へお伝えしております。

それでは、審査表2ページ目をご覧ください。

4. 保育室等を2階以上に設ける場合につきましては、当該園は1階で保育を行っているため該当せず、斜線を引いております。

次のページ、5. の屋外遊戯場につきましては、インデックス11の裏面、先ほどの施設全体の付近見取図の裏面をご覧ください。

この施設につきましては、園庭がございませんので、子どもが歩いて約7分の場所にある楠葉中央公園を屋外遊戯場として設定しております。移動にあたっては職員が現場へ赴き、安全面について確認されています。

それでは、審査表に戻っていただきまして、3ページ目です。

6. 土地・建物の状況についてですが、建物につきましては、当該施設はマンションの1階の一角を個人から借用して施設を運営しております。平成28年度から契約し、2年ごとに更新しております。賃料は月額165,000円で、インデックスの26、27、28の決算書や予算書等で賃料について安定的に支払い、その財源を確保していること、また、収支予算書に計上されていることを確認しているため○としております。

7. 連携施設につきましては、引き続き公立保育所の楠葉野保育所を連携施設としております。

8. 保育時間につきましては、インデックス24の運営規定において、延長保育を含め、朝の7時から19時までの間、開所していることを確認しております。

9. 保育の全体計画につきましては、インデックス20の全体的な計画で、保育所保育指針に沿った保育計画が設定されていることについて内容を確認し、○としております。

10. 運営規定・就業規則につきましては、重要事項等が規定されており、適切に作成されていることを確認しております。

次に、11. 児童福祉法第34条の15第3項に規定する事項でございますが、第1号につきましてはインデックス26から28で決算書、収支予算書、残高証明書を専門の委員に事前確認いただいております。「法人から提出された財務関係資料を確認した結果、今回、管理者を変更するNPO法人が設立3期目で貸借対照表による純資産が2,000万程度となっていることが確認されました。今のまま順調に法人経営が推移すれば、NPO法人として安定的な経営は継続されると思われれます。以上のことから、このNPO法人に保育園の運営の変更認可を行うのは相当であると思われれます。」とご意見をいただいているところです。

第2号につきましては、インデックス2の経営者履歴書及び定款等にて、当該小規模保育事業を行う者が社会的信望を有していることを確認しています。

第3号につきましては、インデックス2の経営者履歴書において、現施設長である梅原智子氏が引き続き施設長として運営することを確認しておりますので、実務を担当する幹部職員が社会福祉事業に関する知識、または経験を有していることを確認しております。

第4号につきましては、インデックス30で児童福祉法第34条の15第3項第4号の規定する項目に該当しないことを確認して○としています。

最後に12. その他、法令等に定める基準を満たしているかについては、提出書類を確認し、問題のある項目がございませんでしたので、○としております。

以上、簡単ではございますが、案件1、みんなの里ぽこぽこほいくえんについての説明は以上となります。

【会長】

ありがとうございます。

それでは、今みんなの里ぽこぽこほいくえんの管理者変更についての説明がありましたが、何かご意見とかご質問はございますでしょうか。

【委員】

今までの代表者がそのまま理事長になって運営されると説明がありました。私は縁があつて状況を存じ上げており、部屋の中が少し暗いのかなと時々感じることはありますが、非常に皆さんために園児さんたちを見ているなどと思っていました。そのまま移行していくことには何の異論もありません。特に意見や質問もございません。

【会長】

ありがとうございます。いかがでしょうか。

【委員】

12番の見取図で見ると、0～2歳児が同一の部屋で、保育することが可能と初めて知りました。それは運営上支障ないのだろうかと少し感じました。また、園庭がなく、近隣の公園まで7分間歩いていくというのが、雨の日とか大変だろうなと感じました。

【会長】

事務局から説明をお願いします。

【事務局】

まず、先ほどの0歳児と1、2歳児が同じフロアでというところにつきましては、0歳児はやはりまだまだハイハイしているお子さんであったりとか、寝ているお子さんだったりとかもいますので、基本的に区分けをすることになっております。ぽこぽこほいくえんに関しては、この収納棚で区分けをしております、この内側が0歳児さんという使い方をしております。

あと、先ほど委員におっしゃっていただいた採光の件は、確かにこちらでは窓が片側にしかないのですが、お天気が悪い日に行くと確かに少し暗いなという印象を受ける日はあるかなと思います。しかし、日当たりについて問題にするほどでないと思っております。

お散歩について、確かに小規模保育事業実施施設が、待機児童対策として特に待機が多かった1、2歳児さんにどうにか保育を提供したいという意図で設置した施設であり、この楠葉という非常に保育需要の高いエリアに設置した施設でございますので、小規模保育事業実施にあたりましては、自分のところに園庭を持たなければならないという基準はないんですけれども、その代わりとして近くの公園などを設定することで基準を満たすことができることになっております。

また、この施設につきましては近くにある公立の楠葉野保育所と連携協定を結んでおりまして、楠葉野保育所の園庭をお借りして思い切り遊ばせていただいているというところでござい

ます。少し移動は伴うんですけども、散歩カートに乗ってもらって、みんなでお散歩に行ったりとか、日によっては手をつないで歩いていたりとか、それぞれ工夫して外遊びも楽しんでおられます。

やはりエリアの関係上、どうしても園庭が取れませんので、公立で楠葉なみき小規模保育施設という施設を運営していますが、こちらも全く同じような形でして、楠葉野保育所と連携を結びまして、そちらで遊んだり、公園まで移動して遊んだりというような運用を行っております。

【会長】

はい。よろしいでしょうか。ほか、ないですか。

【委員】

そうですね。例えば、今委員が言っていたようなところというのは、確かにとても大事なところだなとは思いますが。

あとは、耐震の問題がありますので、移転ということが多分前提条件になってくるかと思えます。早急に移転先を見つけるのはなかなか難しいと思えますが、移転をご検討いただくことがまず1つあり、そのときには園の設備で沐浴関係や調乳スペースなど少し足りない部分やトイレの衛生管理もご配慮いただけるようなことを前提に、物件等ご検討いただくということが大きなことではないかなと思えます。

【事務局】

はい。今おっしゃっていただいたように、お手洗いのほうにしっかりと扉がないので、もしかしたら飛沫が保育室のほうに入ってくるかもしれないというようなところであったりとか、沐浴室であったりとか、調乳室といったものにつきましては、移転を機に必ず設置いただくように働きかけてまいりたいと思えます。ありがとうございます。

【会長】

設備面ではいろいろありましたですけども、今日こうやって書類を見せていただくと、先ほど委員がおっしゃったように、ここの経営をされている方の姿勢がすごく伺えて、十二分に前向きにやられてる園だというのがよく分かります。それはなぜかという、就業規定がきちっと作られているということです。2022年に育児休業制度の改正があって、そのことがきちっとここにもう既に盛り込まれて、そして今度の2023年の4月にも変更が加わるわけですけども、それをきちっと考えて作られているというのはすごいなというのはあります。

それと、マニュアル関係でも虐待に関するマニュアルもしっかり作られていますし、きちっと保育士との連携の中で虐待に対しても対応しようというようなことはマニュアル化されているので、非常にその点は良いかなというように思えます。

ただ、私が見つけられていないかもしれませんが、苦情処理に関しての第三者委員の設定は、この中の資料にありましたでしょうか。

【事務局】

確かにそうですね。責任者は書いておりますが、第三者委員は確かに記載がないですね。基本設置しているものとは理解してるのですが、広く利用される方にお知らせしないと、もちろん意味がないものになりますので、改めて確認をさせていただければと思えます。

【会長】

はい。その第三者委員についても、通われている保護者の方々にも開示しないとですね。多分、今もされていると思うのですが、記載がされていないのは少し残念に感じます。

【事務局】

はい。ありがとうございます。

【会長】

はい。それから全体的な計画についても、0歳児と1歳、2歳ときちっと分けて書かれてますし、非常に計画もしっかりされてますし実行もされているというのが伺えるというのはいいことだと思います。理事会、評議員のメンバーはどこに記載がありますか。

【事務局】

すみません。理事長が梅原知子氏ということと、副理事長が大橋智洋というところまでは把握はしているのですが、評議員については確認をさせていただきます。

【会長】

はい。ほか何かございますか。よろしいでしょうか。

(異議なし)

【会長】

はい。それでは、事務局におかれましては、各委員からご意見が出ましたけれども、申請者の確認、または修正のほうを行っていただきますようお願いいたします。

それでは、次の案件2、民営化に伴う保育所の認可ということで、阪保育園について、事務局から説明をお願いします。

【事務局】

はい。それでは、案件2、民営化に伴う保育所の認可（仮称）阪保育園について、説明させていただきます。

当案件につきましては、青色のチューブファイルの水色の合紙、こちら以降に綴じております資料と、あとオレンジ色の紙ファイル、ちょっと薄手のもの、そちらに前回の資料をご用意させていただいております。

まずは、ご審議をいただく前に第1回の認可審査部会でもお伝えしておりますが、全体スケジュール等、こちらにつきまして改めて説明をさせていただきたいと思っております。

オレンジ色の紙ファイル4ページ目のほうにスケジュール表を一覧で掲載させていただいております。

こちらには、令和4年度と令和5年度の2か年のスケジュールについて、民営化と施設整備、認可審査部会との関わりを一覧としてお示しさせていただいているものでございます。

現在の状況ですが、民営化の欄にありますように、法人への引継ぎ、共同保育、ちょうどこの10月から3月のところ、こちらのほうに取り組んでいるところでございまして、令和5年4月に認可、民営化することとしております。

本件では、運営法人の公募時に施設整備を条件としておりますことから、横の施設整備の欄にありますように、3月に完成する仮設園舎に移転して運営を行う予定で、本日の認可審査部会では、令和5年4月の阪保育所の民営化に伴う認可について、仮設園舎を基にご審議をいただくこととなります。なお、令和5年度には新園舎を完成させまして、再び移転を行います。

つきましては仮設園舎の使用は約1年間となっております。

また、新園舎につきましては、令和5年4月に解体工事から着手し、整備に取りかかってまいります。第1回認可審査部会では、図面の案をご確認いただきまして、ご意見をいただいたところで、ご意見に対する法人の回答は既にお示しをさせていただいており、そちらのオレンジ色の紙ファイルの巻末のほう、最後のページですね。そちらのほうに綴じておりますので、適宜、ご確認をいただければと思います。

先ほどの4ページ目のスケジュール表に戻っていただきまして、認可審査部会の欄でございますが、こちらは本日1月25日に阪保育園の認可審査を行っていただいているところです。

次ページに進みまして、付近見取図を掲載させていただいております。仮設園舎用地と本園舎との位置関係をお示ししてございまして、仮設用地につきましては大阪歯科大学から提供を受けて、保護者送迎用駐車場の一部を活用することとしております。

6ページとなります。阪保育園の概要といたしまして、令和5年4月から社会福祉法人上島会が運営を行うこと、定員は140人となること、新園舎は鉄骨造2階建てとなることなどを記載させていただいております。

前回までの振り返りがこちらのほうでございまして、本日の案件について、青色のチューブファイルに移っていただきまして、簡単に園舎の配置や室内などについて説明をさせていただきたいと思っております。

お手数でございしますが、このチューブファイルのインデックスの23番、こちらのA3の図面、1枚目についているものが仮設園舎の図面となりますので、ご覧ください。

仮設園舎の概要でございしますが、左肩のところの概要に記載しておりますとおり、約1,847㎡の敷地に建築面積で約668㎡、軽量鉄骨造の建屋をA棟、B棟、C棟、計3棟を整備するもので、各歳児の保育室、便所、沐浴室、調乳室、調理室、事務室などの必要な機能を備えることとしてございます。園庭につきましては、約375㎡を確保しましてプール遊びにも対応できるようにしており、保護者の送迎のために駐車場や自転車置き場、こちらについても備えることとしております。

一旦たたんでいただいて、インデックスの24番、本園舎の配置図平面図が、A3の資料でございまして、ご覧ください。1階、2階、屋上となっております。1階のほうから説明させていただきます。

本園舎の概要でございしますが、こちらは右肩の概要欄に記載しておりますとおり、約1,468㎡、こちらの敷地に建築面積で約685㎡、鉄骨造の2階建て建物を整備するもので、北側から西側にかけてL字型の配置としております。

屋外には中央に園庭を配置し、テラスに隣接して区画した乳児専用の園庭も配置する予定としております。園庭には砂場や大型遊具を配置し、大型プランターにて野菜も育てる予定としてございます。フェンスより外には駐車スペース、左端に職員用駐輪場を確保しまして、中央のところに送迎の混乱を緩和するために送迎用の駐輪場を配置してございます。

なお、前回ご意見いただいております玄関付近の手洗いについては、子どもたちの動線に干渉しないように配置を改めさせていただいております。

また、保護者の送迎にあたっては、その要望を踏まえ、濡れずに建物内に入れるように屋根を設けるほか、破線で囲ったところには天井を用意しており、電気錠の門を入ったところは濡

れずに歩けるエリア、そういった工夫をしております。

1階については、主に乳児と管理のエリアとしておりまして、東側に0歳児、1歳児の保育室を設け、それぞれに必要な調乳室や沐浴室、便所といった衛生機能に隣接するようにしており、中央には便所や洗濯室といった水回りのほか、多目的に活用できるフリースペース、西側には調理室、ランチルーム、相談室や休憩室、事務室、こういった管理スペースを配置しております。

1枚めくっていただきまして、2階でございます。

2階につきましては、2歳児さんから5歳児さんの幼児のエリアとさせていただいております。各歳児の保育室と乳児室、図書コーナー、中央にホール、こちらを設けまして、2歳児保育室からは成長に合わせまして幼児用トイレにも接続をさせていただき、中央には幼児用トイレやエレベーター、こちらのほうを配置しております。

また、左手にあります遊戯室につきましては、可動舞台を設置し、その裏手に物置を設け、体育器具や和太鼓などについても収納を予定しております。

また1枚めくっていただきまして、屋上でございます。

屋上につきましては、トイレと物入れ、フェンス等で区画して屋上園庭を設け、また、プールを配置し、キュービクルなどの機械設備も配置することとしております。

また、近隣家屋との関係も踏まえ、目隠し壁の高さを調整するとともに、園庭側の手すり等についても明記をさせていただいております。

なお、避難経路でございますが、園庭に下りられるように屋外階段を設置しており、その横、庇とあるところは2階のほうでは、屋外廊下を設置しておりまして、こちらも屋外階段と接続して園庭に下りられるようにしております。

また、令和4年12月13日に法人、保護者、市で三者懇談を行いまして、整備予定の園舎につきましてご意見を伺ったところです。設計前の段階から保護者より意見をお聞きしておりまして、4月に施設整備の懇談会、7月に三者懇談会、これらを開催するなどして意思疎通を深める中、ゆったりと絵本を読めるコーナーの設置であったり、動線を見渡せるような事務所の配置であったり、送迎用駐輪場への屋根設置など、保護者の要望も反映されておりますので、おおむね満足されている内容となっているのではないかと考えております。

次に、審査表のほうに移らせていただきたいと思います。水色の合紙のところに移っていただいてもよろしいでしょうか。ちょうど中央のところには水色の合紙があるかと思います。こちらに児童福祉施設認可審査表を、続いては目次としまして添付資料一覧、こちらを綴じております。

まず、認可審査表でございますが、こちらに沿って事務局が確認した内容をそれぞれご説明させていただきまして、ご審議をいただくこととなります。

なお、各項目の一番右にある添付資料の欄には、確認の際の根拠となる添付資料の番号を記載しておりまして、インデックスの番号とも一致させております。適宜、資料を確認いただければと思います。

また、次にあります目次と添付資料一覧につきましては、先ほどの案件1と同じように、例えば法人が使用するマニュアル類であれば、インデックスの17番と案内をさせていただきまします。この番号に沿って資料を確認いただきながら、気になるところがございましたら、ご

意見いただければと思います。このほか、法人から提出のあった保育所設置認可申請書、これらの資料を一式ご用意しておりまして、資料は以上となっております。

それでは、早速ではございますが、審査表に戻っていただきまして、こちらの内容に沿って順次説明させていただきますので、審査表と資料とを見比べながらご確認のほうよろしく願いいたします。

まず、審査表の基本事項としまして、1. 設置主体、2. 説明書、3. 定員、こちらについてそれぞれを記載しておりまして、定員には各歳児の人数を、配置基準には歳児ごとに条例等で求める必要保育士数をお示しさせていただいております。

配置基準につきましては、0歳児で児童3人に対して保育士1人、1歳児では児童5人に対して保育士1人、1歳児の基準には国基準では6人に1人となりますが、本市条例で手厚く配置をさせていただいております。2歳児では児童6人に対して保育士1人、3歳児では児童20人に対して保育士1人、4、5歳児では児童30人に対して保育士1人となっております。4・5歳児は合算となりますが、各歳児の小数点第1位まで計算したものを合計しますと15.2人、四捨五入しまして15人の保育士が必要となっております。

下の表に移りまして、確認事項に入らせていただきます。

1. 定員でございますが、市域では3歳未満児で待機児童が多い実情を鑑みまして、民営化法人の公募にあたりまして、3歳未満児を4割以上設定することを求めておりまして、こちらの阪保育園につきましては、140人定員となりますので、そちらのうち3歳未満の定員が56人。40%であるため、○とさせていただいております。

2. 職員につきまして、保育士でございますが、インデックスの4職員名簿、こちらで保育士が配置基準以上に配置されているのかを確認させていただき、基準以上の配置があり、施設長、主任、保育標準時間認定児童を受け入れる場合の加配保育士、障害児保育の加配保育士、体調不良が出た際の看護師が配置されており、先ほどの審査表の配置基準以上に配置がありますので、○とさせていただいております。

次に、インデックス8職員ローテーション表でございます。

こちらの表で常勤保育士、常勤職員は8時から16時、10時から18時、9時半から17時半といった形で8時間勤務をベースとして運営されておりまして、早朝・夕方については7時から10時、16時から19時といった勤務シフトで非常勤職員を配置する予定を確認してございます。これらによりまして、ローテーションが適切であることを確認しておりますので、こちらの項目につきましても○とさせていただいております。

次の項目でございますが、インデックス6におきまして、保育士資格を有しているかを確認させていただいております。施設長以下27人全職員の内訳といたしましては、現時点で保育士資格を有する者が20人、資格のない子育て支援員4人と看護師1人、取得見込みが2人となっております。配置基準の15人を充足していることから○とさせていただいております。

次に、嘱託医でございます。こちらにつきましては、インデックスの9と10、こちらの資料をもちまして内科医、歯科医ともに配置がされていることを確認させていただいており、○と確認欄に記載をさせていただいております。

次に、調理員でございますが、調理業務の全部を委託する場合は調理員を置かないことができとなっております。インデックスの 29 に調理業務委託契約書、そちらの提出があり、実施が確認できておりますので、こちらの確認欄につきましても○と記載をさせていただきます。

次に、3、設備の基準でございます。

面積基準につきましては、審査表の面積基準の欄、0歳児、1歳児の場合は児童1人当たり 3.3 m²、2歳児以上については児童1人当たり 1.98 m²、屋外遊戯場では2歳児以上について児童1人当たり 3.3 m²の面積を求めているところでございます。これらに保育所の定員を掛けて必要面積を算出し、インデックスの1に各室面積表、先ほど触れましたインデックスの23の平面図などで確認をさせていただきます。全ての部屋で面積基準を満たしていることを確認しております。

なお、民営化となりますので、当然、在園児さんがいらっしゃいます。受け入れる在園児の関係で入所予定児童数が定員よりも12人多くなっておりますが、こちらでも検証させていただき、全て基準を満たしていることを確認しておりますことを申し添えさせていただきます。

また、調理室、事務室、医務室、調乳室、便所、こちらについても配置を確認しておりますので、いずれの欄についても○印を打たせていただいております。

次の項目といたしまして、4. 保育室等を2階以上に設ける場合でございますが、仮設園舎は平屋建てとなっておりますことから該当がございませんので、斜線を引かせていただいております。審査表2ページ、こちら先ほどの続きとなりますので、引き続き斜線がありまして3ページでございます。

5. 屋外遊戯場でございますが、敷地内に園庭を確保できておりますので、こちらについても該当がございません。よって、斜線を引かせていただいております。

6. 土地・建物の状況でございますが、土地についてはインデックス28に添付させていただいておりますように、令和5年1月から令和6年3月末まで15か月間について、昨年の12月に大阪歯科大学さんと賃貸借契約を締結しまして、大阪歯科大学さんは創立111年目を迎える学校法人で信用力の高い主体ですので、○とさせていただきます。

次に、7. 保育時間でございます。

こちらにつきましては、インデックス15にあります阪保育園運営規定で7時から19時の12時間の開所で、条例の規定を満たすことを確認しておりますので、○としております。

次に、8. 保育の全体計画でございますが、こちらにつきましてはインデックス30の全体計画で保育所保育指針に従った保育計画が設定されているかについて内容を確認させていただいております。0歳児のところでは最新の保育所保育指針に対応していないなど課題はありますが、令和5年4月には対応されることを確認させていただきます。

また、下段のところの研修計画については、インデックス20に研修計画一覧があり、こちらのほうに園内での通年の研修計画一覧を記載され、対象も記載いただいております。こちらのほうに5月にはけがの対応、10月に危機管理、外遊びといったことが記載されているのですが、こちらで事例を交えた研修を行って、ヒヤリハットなどについても対応していくことは確認をさせていただきます。

また、昨今過重労働の問題もあるかと思いますが、職員は学期ごとに振り返りシートを提出

して、気がかりな点があれば面談を実施しまして、改善や働きやすい職場の構築に臨まれると
いったところも確認させていただいております。

さらに、続いて全体的な計画、インデックス番号 30 では、下段のほうに小学校との連携と
いう項目があり、小学校 1 年生との交流会と記載があります。具体的にどういった取り組みを
されるのか確認させていただき、公立の取り組みを引き継いで学校見学などを行うことを確認
させていただいております。法人は牧野保育園、小倉保育園というところを運営されており、
牧野保育園では図書委員が園に読み聞かせに来て、その小学校のお兄ちゃん、お姉ちゃんが読
み聞かせに来てくれたものに対して園児が絵を描いてお礼をするといったような活動をされ
ていると伺っております。そういった活動を継続されてますので、今後もこのような取り組み
に向けて小学校と一緒に実施できるように臨みたい、具体はまだまだこれからですが、そのよ
うな意向もございますので、認可審査表の 8 番の項目については○と記載をさせていただいた
ところでございます。

認可審査表に戻っていただきまして、9 の運営規定でございます。こちらについてはインデ
ックス 15 に阪保育園運営規定を綴じておりまして、園の運営に関する重要事項 11 項目が規定
されてるか確認しており、条例で定めております項目が規定されていることを確認いたしまし
たので、インデックス 16 の就業規則においても規則で適切に作成されているかを確認して
おりますので、○とさせていただきます。

次に、10、児童福祉法第 35 条第 5 項の規定する事項について、第 1 号につきましてはイン
デックス 11 から 13 まで、これらの収支予算書、決算書を専門の委員に事前に確認いただい
ております。委員からは、運営法人、社会福祉法人から提出された財務関係資料、こちら賃貸借
対照表を主に確認いただき、「こちらを確認した結果、運営法人には純資産が十分にありまし
て、財務状況について問題がないことが確認できました。以上のことから安定的な運営が可能
であると考えられ、運営の認可を与えることは相当である。」とご意見をいただいております
ので、当該保育所を経営するためには必要な経済力、基盤がございます。

運営法人は既設の社会福祉法人で法人監査等も受けておりまして、また、運営法人の決定審
査会でも経理面をご確認いただいておりますので、これらを踏まえまして○とさせていただい
ておるところでございます。

第 2 号につきましては、インデックス 3 に綴じております経営者履歴書において、当該保育
所の経営者が社会的信望を有しているというところを確認してございます。

第 3 号につきましては、インデックス 5 に綴じておりますように、施設長の履歴書を確認さ
せていただきまして、合計 23 年勤務経験がございまして実務を担当する幹部職員が社会福祉
事業に関する知識または経験を有していることを確認しまして、○とさせていただいており
ます。

第 4 号、こちらにつきましてはインデックス 19 で該当しない旨の誓約書で児童福祉法第 3
5 条第 5 号、第 4 号に掲げる項目に該当しないことを確認し、○と記載させていただいており、
最後に 11、その他の法令等に定める基準を満たしているかにつきましては、提出書類を確認
いたしまして、問題のある項目はございませんでしたので○とさせていただいております。

以上、長くなりましたが、案件 2 の説明については以上でございます。

【会長】

はい。ありがとうございます。

それでは、今説明のありました阪保育園の民営化に伴う保育所の認可について、ご意見やご質問ございましたらお願いします。

私から教えていただきたいんですけども、給食の契約書に関して、契約日が開始日である令和5年4月1日になっています。こういう書類を作成するときは今日にちでなくてもいいのですか。未来の日付で書類が存在しているというのは、ちょっとどうなんだろうかと思いました。

【事務局】

契約を取り交わしたことは確認しておりますので、その契約日の日付については確認させていただきます。

【会長】

書類の効力の問題ですね。

【事務局】

そうですね。はい。

【会長】

それと、インデックス9の嘱託職員雇用契約書ですが、甲が牧野保育園になって、下のところが阪保育園になっています。甲の名称が異なりますので、契約書として成立するのでしょうか。

【事務局】

そうですね。確認させていただいて、適宜必要な修正等をさせていただけたらと思います。

【会長】

育児休業のところはきちっと4月1日のところに下線を引いて訂正してるところがあるので、これは対応できているというのは分かります。ほか、何かございませんでしょうか。

【委員】

すみません。一つ基本的なところなんですけど、図面で避難経路のところは全て階段となっています。滑り台のようなものはないでしょうか。

【会長】

法的には問題ありますか。

【委員】

いや、ないです。必ずしも絶対に設置しなきゃいけないというわけではありませんし、設置していない施設もあります。

【事務局】

設計士さんとも滑り台をつけるのか、はしごをつけるのかということをお打合せいただいたことがあります。この園舎は、園庭が若干手狭ではあり、滑り台をつけると傾斜の関係で場所を取ってしまうということもございまして、総合的に考えて屋外階段とさせていただいているところがございます。

ただ、こちらは前回の8月にも図面でお示しして説明をさせていただいたところから、2階のバルコニーの外部廊下が少し手狭というところで、今回の申請に当たっては、幅員を少し

拡幅し、児童が内階段、外階段から避難できるようにという形で工夫されております。

【委員】

これは別に意見ということではないんですけど、先ほどの全体的な計画のところ、小学校との連携という話がありました。この施設だけでなく枚方市の全体的なところで、スタートカリキュラムとの関連性で、取り組みの進捗や新たな動きがあれば教えていただければと思います。

【事務局】

今現在、国の幼保小の架け橋プログラムに、枚方市はエントリーして、国に採択されました。現在、その1年目として、公立小学校を中心としたエリアで調査研究を行っております。

調査研究は、令和5年、令和6年で一応完結するのですが、これまで公立の保育所は給食体験であるとか、小学校の校舎の探検であるとか、NET（外国人英語指導助手）で採用している中学校の英語の教員に来てもらって授業をやってもらおうといった取り組みをしています。

これまで、枚方市の課題として公立の保育所と小学校では比較的連携はできていたのですが、正直なところなかなか私立の保育所とは連携できてないようなことがございましたので、今回、この国の架け橋プログラムの中で、どこの保育所や幼稚園であっても連携できるようなメニューを今現在作成しているところです。

阪保育園につきましては、公立のものを引き継ぐということなので、まずは給食体験、校舎探検、その2点については確実に入ってくると思いますが、そこからはまた地域独自の取り組みをそのプログラムの中にも考えておりますので、今後、確定した段階で盛り込んでいくというようなことを検討しています。

【委員】

はい。ありがとうございます。事業者さんにしても、やっぱり公立園のところを引き継いだという、ある意味そういう部分を取り込めるというのもいいことかなとは思いますが、また展開があるといいかなと思います。

【事務局】

ありがとうございます。

【会長】

はい。ありがとうございました。

それでは、先ほどの意見も踏まえまして、事務局のほうでご対応いただけたらと思います。

それでは、次に案件の3ということで、その他の報告事項として、今後の認可予定について事務局より説明をお願いいたします。

【事務局】

それでは、今後の認可予定について説明をさせていただきます。資料3をご覧ください。よろしいでしょうか。

それでは、今後の認可予定につきましては、公立保育所の民営化に伴うものとなっております。1. 対象施設に記載しておりますとおり、定員90人の桜丘北保育所となります。

桜丘北保育所は、当初、令和5年4月に民営化を行う予定でしたが、応募法人の辞退によりまして、民営化時期を令和6年4月に変更しております。その上で再度公募しましたところ、3者から応募がありましたので、附属機関であります枚方市立保育所民営化に係る運営法人選

定審査会で運営法人の選定を行いまして、社会福祉法人たんぽぽ福祉会に運営法人が決定いたしました。

民営化後は、民間の運営法人が運営する保育所として新たに認可を行う予定があり、老朽化による施設整備を伴うことから、令和5年8月頃に施設整備を含めた概要等の説明を行いまして、12月頃に認可に係る審議をいただく予定としております。

表には、運営法人決定から民営化までのスケジュールをまとめてございます。令和4年10月には運営法人決定、11月には地元地域である桜丘北校区コミュニティ協議会の寄り合いに市・法人でお伺いして法人決定の挨拶を行い、12月には市・法人・保護者で三者懇談会を実施し、法人決定の挨拶及び意見交換を行ったところでございます。

民営化による運営法人への引継ぎにつきましては、令和5年4月からは協議等を中心に行い、10月からは運営法人の保育士が公立保育所の保育士と共同で保育を行う共同保育を半年間かけて実施をさせていただく予定としております。網掛けのところが本審査部会に関するものとなっております。先ほどお伝えしましたように、令和5年8月頃に概要等の説明をさせていただく中で、新たな整備となりますことから、図面等についてもご確認をいただきましてご意見をいただければと考えているところでございます。

令和5年12月には、今回のように申請書などを見ていただき、認可に係る審議を行っていただきたいと考えており、その後、令和6年2月頃に市において認可手続を行い、令和6年4月には桜丘北保育所を民営化し、運営法人による保育を開始する予定としてございます。

続きまして、2. 認定こども園移行に伴う認可、こちらをご覧ください。

記載のとおり、令和6年4月には以下の3施設が私立保育所から私立認定こども園への移行を希望してございます。移行については認定こども園として認可を行う必要があります。令和5年8月頃に開催いたします第1回本認可審査部会において審議をいただく予定としております。

なお、前回の第1回認可審査部会では、令和6年4月には3施設が移行予定と報告をさせていただいておりまして、施設数は変わらないのですが、内訳が変更となっておりますので併せて報告をさせていただきます。

続きまして、裏面に移りまして、3. 就学前施設、こちらをご覧ください。

(1)の就学前施設数では、先ほど説明をさせていただきました桜丘北保育所や本日審議をいただいた阪保育所の民営化によりまして、施設数については変動がございまして、今年度当初の施設数と令和6年4月時点の予定の施設数を表にまとめさせていただいております。

なお、このページの一番下のところに記載しておりますように、認定こども園移行に伴う認可につきましては、今後定員数等の詳細を記載した申請書の提出を求めていくことから、(2)の定員数も含めて数値等を反映してございませぬ。また、これらの表には本市が利用調整を行うものを記載しておりますので、認可外施設数等につきましては欄外のほうに記載をさせていただいております。

それでは、(1) 就学前施設数の公立保育所の欄から順に説明をさせていただきます。

公立保育所につきましては、阪保育所、桜丘北保育所の民営化によりまして7施設となる見込みでございまして、公立幼稚園は変更がございませぬ。

公立小規模保育事業実施施設につきましては、現在6施設となっておりますが、昨年度ご説

明させていただきましたとおり、枚方市駅近くのおおがいと小規模保育施設、こちらの賃貸借契約が期間満了となり、令和5年3月末での廃止、こちらに伴いまして5施設となっております。公立施設ですので、本審査部会での審議は行っておりません。施設を設置した平成29年4月から近畿財務局より旧枚方区検察庁跡を期間限定で貸借を受けることとしており、今年度末の閉園に向けて令和4年度の園児募集は停止し、2歳児のみで運営を行いまして、全ての園児の卒園とともに閉園するものでございます。

私立保育所、こちらにつきましては現在43施設ですが、阪保育所、桜丘北保育所を民営化しますと2施設増え45施設となる見込みとなります。私立認定こども園、私立幼稚園、私立小規模保育事業実施施設につきましては変更がございません。

下段の表に移りまして、この施設数の変更に伴いまして定員数が変更となっておりますのでご確認ください。

なお、一番下の合計定員数、こちらの列に記載しておりますように、本年度の第1回本審査部会で令和4年4月の定員数を7,582人としておりましたが、私立小規模保育事業実施施設の定員数に9人誤りがございまして、実際には7,591人となっておりますので、この場をお借りしまして訂正をさせていただきます。大変失礼いたしました。簡単ではございますが、説明は以上でございます。

【会長】

はい。ありがとうございます。今後の認可予定について、何かご意見ありますでしょうか。
(意見なし)

【会長】

はい。承知しました。

なお、本日の各案件におけるご意見で、事務局での調整が必要なものについては、会長である私に一任させていただきましてよろしいでしょうか。

(「はい」と言う者あり)

【会長】

ありがとうございます。では、本日の案件は以上ですが、事務局から何かございますか。

【事務局】

はい。最後に事務局から何点か連絡事項をお伝えさせていただきます。

まず、今後のスケジュールでございますが、本日の資料等につきまして不明な点などがある場合は、恐れ入りますが2月1日水曜日までに事務局の私立保育幼稚園課までご連絡いただきますようお願いいたします。

本日審議いただきました案件につきましては、委員の皆様からいただいたご意見、ご質問を踏まえまして、今後、事務局で2月中をめどに認可の手続きを進めてまいります。認可の結果及び各委員からのご質問等への対応につきましては、改めて委員の皆様にもお知らせをさせていただきます。

また、本日の会議録でございますが、後日、会議録(案)を委員の皆様にお送りさせていただきますので、内容の確認のほどよろしくお願いいたします。各委員の皆様にご確認いただいた後、内容を確定いたしまして公表できる時期になりましたら市ホームページ等で公表させていただきます。

最後となりますが、冒頭でも説明させていただきましたように、本日の資料は広く公表していない情報も多分に含まれていますので、机の上に置いて退席いただきますようよろしくお願いいたします。連絡事項につきましては以上でございます。

【会長】

はい。ありがとうございました。本日、予定しておりました案件は全て終了いたしました。事務局におかれましては、本日委員の皆様からいただいた意見を参考に認可に向けた手続のほうをよろしく進めていただきたいというように思います。

それでは、これをもちまして令和4年度第2回枚方市社会福祉審議会児童福祉専門分科会児童福祉施設認可審査部会を終了いたします。ありがとうございました。